

一般廃棄物収集運搬業許可証

令和5年7月24日

住所 神奈川県横浜市中区山下町105番地
氏名 武松商事株式会社
代表取締役 小椋 真哉 様

山北町長 湯川 裕司



先に申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第0405-13号
許可の区分	収集・運搬
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
許可の区域	山北町内
許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
許可条件	<ol style="list-style-type: none">町が収集運搬を行っていない一般廃棄物に限る足柄西部環境センターに搬入する場合、搬入許可を得ること自己処理又は他に処理を委託する場合は、事前に町と協議すること運搬車両は専用許可車両を用いること事故発生の際は、速やかに報告し自らの責任において処理することその他疑義が生じた場合、町の指示に従うこと許可条件誓約事項に違反した場合、許可の取り消しをすることがある